

令和7年12月24日

簡易合併公告

株主および債権者各位

大阪市北区梅田一丁目13番1号
東洋紡株式会社
代表取締役 竹内 郁夫

当社（甲）は、令和7年11月25日開催の取締役会において、令和8年4月1日を効力発生日として、当社が東洋紡S T C株式会社（乙、本店所在地 大阪市北区梅田一丁目13番1号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)

<https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/>

以上